

# 通 知 書

(申請者) 様

(受診者: 様)

北海道知事 印

難病の患者に対する医療等に関する法律第6条第1項(又は法律第10条第1項)の規定による特定医療費の申請(の一部)は、次により認定されませんでしたので通知します。

## 理由

1. 指定難病の診断基準を満たさないため  
【申請疾病名: \_\_\_\_\_】
2. 指定難病の診断基準を満たすものの、疾病の症状の程度が特定医療費の対象となる程度でないため  
【指定難病名: \_\_\_\_\_】
3. 指定難病の診断基準を満たすものの、軽症高額該当の要件を満たしていないため
4. 高額かつ長期(高額難病治療継続者)の要件を満たしていないため
5. 人工呼吸器等装着者の要件を満たしていないため
6. その他( \_\_\_\_\_ )

## 特記事項

[ \_\_\_\_\_ ]

## 教 示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北海道知事に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、北海道を被告として(訴訟において北海道を代表する者は北海道知事となります。)札幌地方裁判所に提起することができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

### (障害福祉サービス等について)

上記理由が「指定難病の診断基準を満たすものの、疾病の症状の程度が特定医療費の対象となる程度でないため」又は「指定難病の診断基準を満たすものの、軽症高額該当の要件を満たしていないため」に該当している方は、以下のとおりとなります。

1. 本通知は上記理由に記載されている指定難病(難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定した指定難病)にかかっていることを証明するものです。
2. 本通知は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく障害福祉サービス等の利用申請を行う際に、記載されている指定難病にかかっていることの証明になります。
3. 特定医療費(指定難病)の支給認定申請時に提出された臨床調査個人票は、申請者の同意に基づき、個人情報保護のもと、厚生労働省の研究事業等の基礎資料として使用されるので、定期的(1年毎)に申請し指定難病の研究の推進にご協力ください。

〇〇〇部〇〇〇課〇〇グループ

電話

医療費助成を申請したものの、不認定とされた方(道より通知書(左図)が届いた方)

**①不認定の理由が「2.指定難病の診断基準を満たすものの、疾病の症状の程度が特定医療費の対象となる程度でないため」、「3.軽症高額該当の要件を満たしていないため」である方は、本通知書が指定難病(例:後縦靭帯骨化症)に罹患していることの証明になります。**

障害者総合支援法の障害福祉サービス(居宅介護、就労移行支援等)の利用申請の際、ハローワークでの就職活動等に病名の証明として医師の診断書に代えて、本通知書が使用できます。

**②申請の際に書類作成をした医師に不認定であったことを伝え、相談しましょう。**

症状の程度が認定要件を満たした場合や高額な医療費が継続してかかる(軽症高額(特例))要件を満たした際に速やかに申請できるよう日頃から医師等と情報を共有して準備しておくことが大切です。